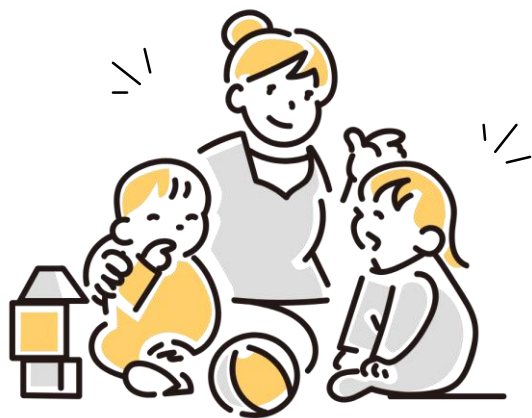


移住をお考えの
保育士のみなさまへ

松本市保育士移住支援事業補助金のご案内

長野県外から松本市に移住し、市内の保育施設に

勤務する保育士に対して家賃を補助します



移住支援補助
最大**60万円**※
※1か月当たり
上限5万円×12か月分

対象者の主な条件 ※下記以外にも条件があります

移住に関する条件

- ・市内の保育所等に就業することを目的とすること
- ・保育所等の業務に従事した初日の前後6月以内に市内に住民票を異動していること

就業に関する条件

- ・保育士資格を有し、保育士登録を受けていること
- ・保育所等の設置者等と直接雇用契約に基づく就業で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること（UIターン生や新卒採用者は対象外です）
- ・令和7年4月1日以降に雇用され、その後も3年以上市内の保育所等に勤務する意思を有していること

勤務する保育施設

市内の認可保育所、地域型保育事業所、認定こども園 など

／ 長野県松本市で保育士として働いてみませんか？ ／
まずは下記までお問い合わせください

問い合わせ先

受付時間 | 8:30～17:15（平日のみ）

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

松本市役所 こども若者部保育課



0263-33-9856（直通）



jidou@city.matsumoto.lg.jp